

被共済者の死亡による退職金の請求権利を有する方が2人以上となる場合の退職金請求については、退職金の受領に関して一切の権限を有する代理人を1人定めてその方が請求人となり、それ以外の請求権利を有する方はこの委任状を提出していただくこととなります。

(中小企業退職金共済法施行規則第14条第3項、第4項)

## 委任状

清退 清子 を代理人として被共済者 清退 太郎 の退職金の

受領に係る一切の権限を委任します。

委任した日(提出日)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

請求人と定めた代理人以外の請求権利を有する委任者の方全員、ご自身で氏名・住所・電話番号を記入してください。

※委任に同意する場合は、委任者の方がチェックボックス□にチェック「✓」を入れてください。

委任者の方が  
チェック「✓」

委任者氏名	住所・電話	
清退 次郎	住所	東京都豊島区東池袋1-2-3
	電話	03-0000-0000
清退 三郎	住所	東京都豊島区東池袋3-2-1
	電話	03-0000-0000
	住所	
	電話	
	住所	
	電話	






(場合によっては委任者の方にお電話で確認することがあります)

清酒製造業退職金共済事業本部 殿